

## 減免区分例表

### 減免対象となる漏水箇所

No.	装置の箇所	修繕内容	減免の要件
1	トイレのロータンク	タンク交換	・指定給水装置工事事業者による施工のみ減免対象となります。
2	給水管（埋設管）	給水管の修繕	
3	給水管（PS内露出管）	給水管の修繕	
4	受水槽ボールタップ	ボールタップの交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定給水装置工事事業者以外の施工の場合でも減免対象となる場合があります。</li> <li>・指定給水装置工事事業者以外の施工の場合は、(※)修繕確認台紙の添付が必要になります。</li> </ul> ※修繕確認台紙には、修繕前後の写真等の、修繕内容が把握できる写真及び、修繕時のメーター指針の写真を貼り付けて下さい。
5	受水槽排水管	排水管修繕	
6	受水槽タンク	タンク交換・修繕	
7	トイレのロータンク	ボールタップ交換	
8	トイレのロータンク	ゴムワ-、鎖、レバ-の交換	
9	小型湯沸器	構成する内部部品の交換	
10	小型湯沸器	配管の修繕	
11	高効率給湯器	構成する内部部品の交換	
12	高効率給湯器	配管の修繕	

### 減免対象とならない漏水箇所

13	単独水洗の蛇口	蛇口の交換	・容易に漏水箇所を把握できるため、減免対象となりません。
14	単独水洗の蛇口	パッキンの交換	
15	混合水栓の蛇口	蛇口の交換	
16	混合水栓の蛇口	パッキンの交換	
17	浴室シャワーのヘッド	ヘッドの交換	
18	浴室シャワーのホース	ホースの交換	
19	給水管（露出管）	給水管の修繕	

◎減免対象となるか判断にお困りになられた場合は、長崎市 上下水道局 料金受付センターまでご相談ください。